

滋賀県社会福祉審議会

第2回再犯防止推進計画検討専門分科会概要

- 1 開催日時 平成30年9月18日（火）午前10時00分～12時00分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館3階多目的室3
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）9名
小田桐重孝 河合隆史 北岡賢剛 城貴志 多胡重孝 津田正慎 中川英男
長尾和哉 松村裕美
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）1名
辻本 哲士
- 5 事務局
市川健康医療福祉部次長
健康福祉政策課：正木課長、海老根課長補佐、関副主幹、幸重再犯防止実態把握調査員
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部次長あいさつ
 - (2) 滋賀県再犯防止推進計画の骨子案等について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部次長より御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部次長〕

皆様おはようございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会第2回再犯防止推進計画検討専門分科会ということで、何かと御多用の中、御出席賜りましてありがとうございます。

前回に引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

冒頭でございますけれども一言お詫びを申し上げたいことがございます。新聞報道等で御存知と思ひますけれども、障害者雇用率の問題につきましては、本県におきましても不適切な算定があったということで、関係者の皆様方へ大変御迷惑をおかけしたところでございます。

特に滋賀県につきましては、障害のある人の雇用について、人一倍頑張っていこうということを心掛けて取り組んできたところです。皆様方の信頼を欠くようなことがございまして、雇用の問題は障害者雇用の問題だけでなく、再犯防止推進計画に大きな影響、あるいは積極的に取り組もうというところに水を差すようなところになってしまい、大変、関係部局ともども反省をしているところでございます。

そうは言うものの、これからこの部分は非常に大事な部分でございます。皆様方にお力添えもいただいて、進めてまいりたいと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今回、2回目の分科会ということでございます。1回目の分科会から2か月が経過しております。この間、県といたしましては、県内の福祉事業所等の支援者の方などにヒアリングへ伺ったり、県庁内におきましても再犯防止の推進に関連する取組について、全体把握を行ってまいりました。

本日の内容といたしましては、こうした2か月の動向を経まして、事務局の方で御用意させていただいた計画の骨子案というのを御説明させていただきたいと思っております、この部分について委員の皆様から御意見を賜りたいと思っております。

まだまだそういう意味では道は半ばではございます。誰一人取り残されない共生社会づくり、今ちょうど共生社会づくりの条例も進めているわけでございますけれども、委員の皆様とともに計画内容を磨き上げていきたいと思ひますので、非常に限られた時間でございますけれども、貴重な御意見あるいは豊富な御経験のもと、深い御見識のもとで忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔司会〕

はじめに、本日の専門分科会には、委員10名中9名の御出席をいただいており、委員

総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日はじめて御出席いただいている委員がいらっしゃいますので御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、一言御挨拶をいただきますようよろしくお願いいたします。

(出席委員紹介)

ありがとうございました。

なお、本日、御都合により欠席の委員をご紹介します。

(委員紹介)

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

(資料確認)

以上です。揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお伝え願います。

次に審議会の公開ですが、県が設置する附属機関の審議会は、原則、公開でありますため、本専門分科会においても公開といたします。委員の皆様におかれましては予め御了承をよろしくお願いいたします。

なお、本専門分科会の議事録ですが、発言箇所における皆様の個人名は掲載せずに県のホームページ上で公開しますので、併せて御了承いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

進行ですが、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとありますため、中川会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

〔専門分科会長〕

よろしくお願いいたします。この審議会も3回である程度成果をあげていかなければいけないということで、今回、第2回目ということで、前回に引き続きよろしくお願いいたします。

資料2の骨子案の上にも書いてありますように基本理念と基本方針は謳われておりますが、これを実際に字面だけではなくて、各機関代表の皆様方の理念の共有と言いますか、共通認識を深めていただいて、実際に連携していく、滋賀らしさというのはネットワーク、連携していくというところに力強さがあるという評価もいただきましたけれども、それは実際にはひとり一人の当事者を通じて、その方が再犯なく地域で安心して末永く暮らしていけるようにということ、支えていくということだと思っておりますが、それを支えるための、バックアップしていくための具体的な計画案になっていければというふうに思っております。

そういった意味で理念の共有と具体的な方策の基本となるところをこの計画の中につきりて入れ込んでいければいいかなと。

その計画が専門関係機関の皆様はじめ、県民の皆様にも御納得がいただけるような、そういうものになればと願っております。

前回も申し上げましたように私の方はどちらかと言うとケースワークということで、色々な御意見を調整させていただき役割になるかと思っておりますので、それぞれの機関の委員の皆様方の専門性を発揮していただいて、この骨子案に対して色々な視点で、抜けている視点がないとか、あるいはこういう表現の方法でうまく伝わるのだろうかとかいうような色々な視点で御意見をいただければと思っております。

何卒よろしく願いいたします。

それでは早速ですけれども、本日の議題であります、滋賀県再犯防止推進計画の骨子案等についてということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

〔事務局〕

(参考資料、資料1～3 説明)

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から御説明がございました。一つ一つ幅広にテーマを設けてということではなくて、それぞれの委員の皆様方の思いとか御意見等いただきながら進めていけたらと思っております。それぞれの御自分に関わりのあるとこ

ろだけではなくて、連携ということ、相互理解ということもございますので、そういった面も含めて御意見、御質問いただければと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では取掛かりで、今、事務局の説明を聞いておまして、随分と色々な分野で研修、啓蒙、啓発というのがかなり出ていて、それだけまだまだ認識が十分行き届いていないのではないかとということで、こういうことが出てくると思うんですけども、それぞれの機関の関わりのあるところでそういった取組の現状とか課題とかあるいは何かこういうことをしていますよというようなお知らせでも結構ですので、とりあえずその辺から御意見をいただけたらと思うんですがいかがでしょうか。限らなくても結構ですが。

協力雇用主さんの方はそういう保護観察所からの方の啓発ということでの研修はおありかとは思いますが、協力雇用主さん同士の中での研修とかおありなんでしょうか。

〔委員〕

協力雇用主会の方での集まりがあるのですが、今一番課題なのが、協力雇用主さんが滋賀県で三百何十社ある中で、実際、集まりに出てこられている企業が少なく、そのあたりを今、雇用主会の方としてはもう一回改めて組織的に検討しているところ。

協力雇用主に登録してもらうのはいいんですけど、現実には雇い入れている企業も少ないし、その民間の企業であればもちろんそういう人たちを雇用するという調整もあるし、色々大変なこともあるし、実質的にはなかなか受入体制ができていなかったり、例えば住むところであったり、やっぱりその辺が本当にもっと理解を深めていく、協力雇用主に登録するだけではなくて、実際に雇用したことによる体験談とかね。

時々、そういう話の研修会というか、あることはあるんですけど、まだまだ実際は取組はこれからという感じですかね。本当の意味での結果を出せるような活動をしていくというのは。

〔専門分科会長〕

その辺につきましては、保護観察所さんの関わりが大きいですが。

〔委員〕

協力雇用主の方は県内で400社近くいるのですが、今の段階では受け皿は整いましたよという段階なんですね。では実際に刑務所から出所した人をどう繋げていくかというマッチングの問題。これはこれからの課題かなということなんですね。とするとですね、実際にハローワークが県内に限なくあって、ハローワークが当然、求人、求職者を結びつけるまさに専門機関ですから、ハローワークとの連携を強化してですね、今年度になってですね、きめ細かく一つ一つの事例を通して相談ができるような体制を今作っているところですよ。

まずマッチングの問題が大事でございまして、例えば具体的に話すと、刑務所を出所して、仮釈放者であれば保護観察中は就労の義務がある、課せられていますから、働かなくてはならないというそういう状態なんですよ、一方、満期釈放者はですね、どこに行かれるかは本人に任されています。

そうした時に仕事の情報がなければ場合によっては、刑務所仲間を頼って行かれることもあります。このため本人の希望と求職情報のマッチングが大変重要です。誰でもどのような仕事でもよいということではなく、なかなか思うように行かないところがあるのですが、そうは言ってもこちらが色々なところで働きかけていく、そういったことも大事な一面があり、ここで私どもの立場から言うとですね、保護観察というのは少年の場合は保護処分、成人の場合は刑事処分の一つとして行っていますので、そうすると対象者が限定なんですよ。限られた対象者ですよ。それからあと、期間も限定なんですよ。

そんなところでですね、特に再犯防止推進法の目標とするところというのはですね、保護観察所のような刑事司法機関だけではなくて、当然、それぞれの地域との色々な関係機関との連携、切れ目なくという表現をされていますけどね、まさにそこをどうやって作っていくかということにかかってくるのかなと。当然その中には国、県、市や町、それと色々な法人、色々な関係機関が混在しているんですけども、それをどのように整理していくかということなのかなと。

私どものところで今連携とっているのは、ハローワーク、それから地域生活定着支援セ

ンター、さらには保健所とかそういったところと、当然警察もそうなのですが、ただそれはそれぞれの保護観察の対象者の事情に合わせて、個別に連携をとっているわけですので、そこを個別具体的に連携をとるその前段階ですね、色々なネットワークみたいなものがあると、要はそういう舞台があればその舞台に乗っていくということになってきますので、そこはネットワーク作りでどういった立ち直りの舞台を作っていくのかということかなと思うんですね。

その中で国の中で当然、刑事処分の分野であれば私ども保護観察所ですし、それとあと、少年鑑別所も入ってくるかもしれませんし、それからあと、ハローワークもそうかもしれません。

そんなところでですね、その辺の地域の中の関係機関同士のネットワークをどのように広げていくのか、そこがこの再犯防止推進計画の最も大事なところかなとそのように思います。

〔専門分科会長〕

ありがとうございます。今のお話で実際に研修の話で切り出したんですけれども、研修はもちろん必要だし、やっていかないといけないけれども、実際に協力雇用主さんのお立場から言えば、ただ理解しなさいということだけでは駄目で、具体的に言われた居住の問題ですとか、つないでくれる、自分達のところに送り込んでくれる、その役割とかがきちんとないと、ただ理解しろでは進まないということかなと思うんですけれども。

〔委員〕

そうですね、今、多分、触法絡みの人とか、生活困窮の方の就労支援の中で、これだけ有効求人倍率が高い状況で、ある意味ハローワークに行けば仕事が数字上は必ずあるような状況の中で、一定、就労支援しやすい状況ではあると思うんですけれども、ある意味しつかりとした見立てとか手立てを考えないままに就労支援をしていく怖さみたいなものも反面あると思っていまして、今、色々なところから人手不足ということがあるのかもしれませんが、そういう部分も含めて、障害者雇用も含めてなんですが、お話をいただくのですけれども、じゃあ求人があるからどんどん送り出すだけでは転職を繰り返しかねないと

いう部分がまず一つあります。

もう一つ、逆にこれだけ有効求人倍率が高いのに、なかなか就職に結びつきづらい方というのは、やっぱり就職までに非常に距離のある方、何らかの課題を抱えておられたりとか、手厚いサポートを含めてしっかりとした支援がないとなかなか働くというところに距離のある方がやっぱり残ってこられるという部分でいくと、単純にマッチングではなくて、今おっしゃったとおり、やっぱり地域との連携をしっかりとしながらというのと、特に見立てと手立てというのをしっかりとできる場所というのが必要になってくるんじゃないかと思ってお聞きしていました。

【専門分科会長】

今言われた見立てをして、手立てをして、実際につなぐというところまでしていくという機能は現状どうなのでしょう。

【委員】

今まさにおっしゃられたように、具体的な例を申し上げますと、少年院を仮退院してきた18歳の女の子がいるのですが、その子は覚せい剤取締法違反で逮捕されたのですが、依存段階が相当進んでいましてね、「ダメ絶対」のポスターを見るだけで薬の渴望が湧いてくるというように相当大変なんです。

そんな状態はですね、当然、医療機関につながないといけませんから、滋賀県精神医療センターで治療を受けているんですけども、ただ当日に休んだりして、そこはちゃんと行きなさいよという、そういう働きかけは私どももしますけれども、その女の子はですね、そういう子というのは本当にきっかけが重要です。いいきっかけに恵まればよい方向に行くが、本人の意向に合わないきっかけがあれば危ない方向に向かったり、際どいところを何度かすり抜けている状況なんです。その子はやっぱり仕事というと華やかな世界に目が向きがちで、京都の繁華街に勤めたり、でもそこに行ってやっぱり駄目かなというので辞めたりという、自分の気持ちの中ですごく揺れ動きがあるんですね。

そうしたところですね、たまたまどういふことかは詳しくはお話できないですけども、薬物から辞めて今ちゃんとやっている、そういったいいお手本になるような人との出会い

があって、その人からですね、薬だけはもう止めろよと懇々と言われたというので、自分なりに決心して、本格的にやめようという気になったんですが、そのような話を私ども保護観察官に話をしてくれたところですね、これはやっぱり今の環境はよくないよねと、誘惑があるようなところではいけませんから、仕事を変えるべきだというようにそこでようやく動機づけが変わってきて、そこで実は協力雇用主のあるところですね、刑務所から出所した人を雇い入れているところがあってですね、そこを紹介して働きはじめたところなんですね。ただ本当に右肩上がり行くかというところじゃなくて、ジグザグに進みますし、こういう子というのは先程言いましたようにきっかけ次第なところがあって、どこに行くかわからない。そこをさっき言われたようにきちんと見立てて、必要な時に手当をしていくという、そういうきめ細かいものがないと上手くいかないですね。

そうした時に一つの機関だけでも手一杯で、そこで一生懸命やろうとして、抱えこんじゃうとまさにここで問題提起されている燃えつき症候群ですかね、要は支援者が疲れ果ててしまう、そういうことになりますから、支援者も連携を組んでチーム処遇ということを言われましたけれども、まさにそこはそれぞれの立場で、要は重い荷物を支え合うみたいな。

そうしないとですね、一機関であつたら潰れるのは目に見えているのは、重い方々ということなんですね。当然、協力雇用主の方につないでおしまいではなくて、つないだ後にどうやってフォローアップしていくかということも必要ですし、今回のモデル事業もまさにそこをですね、私ども念頭に置いておまして、支援員の方にそこをお願いしようと、そのように考えているところでございます。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。実際に保護司さん、委員のところは当事者と関わって、保護観察所の監督もありますけれども、就労の問題とかも現実に直面されるということはおありかと思うんですけれども、今のやり取りの中で実際に当事者を考えた時にいかがでしょうか。

〔委員〕

まあそうですね、保護観察そのもののところからいきますと、やはり薬物、特に草津は薬物事犯者の対応に追われている現実ですね。すごく増えました。それは一つは法律上で、刑の一部執行猶予制度というものができましたから、その制度が適用されるというか、つまり2年の実刑になっても1年以上経った場合、半数以上経った場合、例えば4年の保護観察を実施するという形で、前ですと2年のうち2年間で成績の良い人は1年半ぐらいで出てきたりしていたんですけれども、ところが今はその判決が下りたら成績が良いも悪いも関係なしに1年で一応出てきて、保護観察になるという状況になっていますので、そういう保護観察の対象者がすごく増えています。

そんな中でこういう形のものをさせてもらうということで、今日の全体の資料の中でのことで言わしていただいてもよろしいでしょうか。

ちょっとそれで気付いた点があるんですけれども、一つは職員の研修というのが出ていますけれども、現実には、本当に刑務所、これは新聞に出ていますから御存知だと思いますけど、先週、滋賀刑務所の看守の職員が飲酒運転で捕まっておられます。これはね、どこの社会でもあるんですけれども、職員の中で変わらなければならないというのは皆言っているんですけれども、そういう理解のもとで動いているから「自分は悪いことはしていない、そんなに大したことはしていないから、自分の仕事を何故変えないといけないのか」というようなことになるんですね。

私が色々ところで前にお話させていただいた時に「あの人は何を言っているのか、そんな社会が変われ、変われと、社会なんか何故変えないといけないのか、我々の仕事は何故変えないといけないのか」という意識は皆さん多いんですよ。自分の仕事のね。そうじゃなくて、社会は変えていくことが仕事なんです。その意識がね、反対なんです、皆ね。

何故変えていくことが仕事かと言うと、私は僧侶ですので、仏教の考えなのですが、当たり前の話、皆さん御存知のとおり無常というやつですよ。毎日、毎日、社会は変わっていているんですよと、壊れていているんですよと。だから変えていかない限りは絶対駄目なんですということなんですけれども、なかなかその職場によって、営業とか実際に人に接しているような現場は変えていかれるのですが、頭の中で仕事をされている方ほどなかなか変えていけない。

というのはこの間も社会を明るくする運動というのをやっけていまして、色々な方々に自

治会長さんとか青少年育成会議の会員さんとかそういう方に集まっただいて、この間研修会とか一般公開研究会というのをやったんですけれども、その中のちょうど私と同じ年代の自治会のある会長さんが「いじめはどうなっているのか、学校でいじめの件数が最近ものすごく増えているじゃないか、滋賀県もいじめ件数ものすごく増えているじゃないか」と。

その方すごいんですよ、きっちり過去5年間の増えている人数を暗記しておられるんですよ。それぐらい頭の良い方なんです。その方が増えているからどうなっているんだと言われたので、私が一言「件数の取り方が、それまでの段階は何とか減らそう減らそうというふうにして努力されてきたけれども、その努力がある意味、隠す隠すという面もあって、これは一つの考えですけれども、現場も範囲を狭めようかと狭めれば、件数は減るわけですよ。そんな感じで減らしてはいけないということで、やっぱりもっと大きく大きく対象を見ていこうかというようなそういう反対に立ったら件数は毎年、毎年、増えていきますよと、それは救済するために増えていきますよ」とお話ししたんです。そしてその方ね、どうされたか、私のその発言が自分のプライドを相当傷つけられたという意識だと思うんですけれども、その後、私あからさまに避けられて、それぐらいね、いじめというのは自分のプライドとの戦いですから、考え方がぴったり合っているかは大変重要なことであります。

資料2の計画に関わる指標、再犯者の減少という言葉もございますけれども、これは減少さすのはある意味簡単なんですよね。入口で取り締まりの部分で排除すれば減少というのは簡単なんですけれども、だから目標にあまりとらわれてはいけないというのが私が思うところなんです。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。変えていかなければいけないということは本当におっしゃるとおりで、現状が至っていない、まだまだということだと思うんですけれども、実際に今も言われましたけれども、研修とかただやるだけではなかなか私自身も実感として、本当に浸透しないなど。

もちろんまず知ることは大事だから知ってもらう必要はあるんですけれども、やっぱり

もう一步そこからどう展開していくのかというところはやっぱり必要だなと思うんですけども、今言われた薬物の方の対応に追われているということの中では、薬物の方への理解というのは保護司さんの中ではある程度進んでいると思ってよろしいのでしょうか。

〔委員〕

進むと言っても現実に対応された方は模索していますけれども、研修会はありますけれども、研修会で個別対応の現地研修をそこまでやる時間がありませんから、では全部の保護司さんが対応ができていくかという、まずできていないですし、その人の資質もあります。

そういう変化を受け入れようという姿勢の強い保護司と、それから自分の今までの体験で、そういう体験をされていない方は、「そうか」と頭では理解できてもなかなか行動で実際に対象者と会った時にそう上手く対応できない。

だから極端に言ったら、あの保護司さんはなんだ、あんな人はいない方がまだというような、自分がどうしてほしいかということと訴えたところで理解してもらえないということになるとそういうふうなことになりますね。

理解してくれる人に出会えてはじめて、「わかってもらえているんだ」ということになりますけれども、その難しさはありますね。

〔専門分科会長〕

現実、保護司さんというボランティアですけれども、やっていただいているある程度意識のある方たちの中でもそういう温度差があるという状況の中なんですけれども、一方で委員の方で子どもの支援の話で研修の問題とそこから派生する今ネットワークの話までそれぞれ関連性も及んでいますけれども、その辺で何か現状の課題とか御意見ありますか。

〔委員〕

事案の難しさの差みたいなものがあって、全てにあてはまることではないというふうには認識していますが、県内の少年センターそれから「あすくる」はもともと無職少年対策というところから入って、就労につないでいくという、そこには当然協力していただく事

業所、企業に登録いただいて、そういう仕組みはもう少年センターがはじまった頃からあったと思いますし、再犯の防止というようなことに関わって、県の「あすくる」という仕組みができてきて、全部が全部やっているわけではありませんけれども、高島の場合は子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会を設置して、総合相談窓口を置いて、そこには26の色々な構成機関があって、教育だけでなしに福祉もあり、医療もあり、警察関係や更生保護女性会とかもおられ、そこに事案を持ち込んで、守秘義務の中で検討をしていくことで、色々な機関とのつながりが随分できてきたかなというのがこの前お話をさせていただいた部分です。

協力企業については、商工会の関係にお願いして、高島市内の1,600事業所にチラシを配布し、協力いただけますかというようなもので、もともと14、15あったのがここ3、4年で22までに増えてきて、その事業所については、こちらも保護者も含めて相談させていただいて、非行少年ばかりというわけじゃなく、引きこもりの方も含めての話なのですが、その子にあった働き方も考慮いただきながら、実際、お世話になったんだけど上手くいかなかった時に、今ままでですとそれで辞めてしまったというようなことだったんですが、こんなことで困っているんだという話をこちらの方にしてもらって、ちょっと間に入らしてもらって、フルタイムの就労は無理だよね、だったら一日おきにとか、午前中だけとか、そういう就労の仕方方も考慮していただきながら受け入れてもらっている。

〔専門分科会長〕

それは協議会のネットワークの中で話ができるということなんですね？

〔委員〕

ネットワークの中です。当然その子を見立てする段階では福祉の色々な課、障害福祉も含めて、社会福祉課も含めて、その子をどう見立てたらいいのか、その背景に何があるんだというような見立てをして、その子にはこういうところにつないだら良いだろう、いわゆる福祉サービスを受けながらの就労が適切だろうと、手帳をとるとかとらないとかというようにところも含めて、構成機関の中で話し合いができて、ある程度このケースだったら、あそことあそこに連絡させてもらって、ちょっと集まってよというようなことが動き

だして、結果がどうかと言われるよりもそういうシステムがあるかないかということが今は大事なのではないかと思います。

先程いじめの問題もまさにその通りで、被害と言われる子が苦痛を感じた時点でそれはもういじめだよという、そういう対応をしましょうという、丁寧にやっていきましょうということで、増えている部分、これはもう間違いのないことですし、10年程前はひょっとするといじめがあったら大変だ、どうしようという学校の構えも確かにあったと思います。

今はオープンにして、色々なところの協力を求めてやっていきましょうということが少しずつ広がりつつあってというようなことで、こういう事案がありました、また繰り返すまた繰り返すその背景には何があるんだろう、加害と言われる子に何があるんだろうというところを見ていかないといけないということで、構成機関の中でかなりつながりができてきていて、仕組みとしてはかっこよく言えば、今皆で悩んでいることがそれなりに整いつつあるし、こんなことがあってこれをどう解決しましょうかという時に、この構成機関だけではちょっと難しい場合、あの人にも入ってほしいこの人にも入ってほしいというようなことをその協議会の中で話し合っ、どんどん構成機関として入っていただく、ゲスト実務者みたいな形で入っていただいて、そこでは守秘義務といってもちょっと難しい部分もあるので、モデル的な事例のようなものを設定しながら、こういう問題があるんだけどと触れ合いながら、協議会そのものでやっていることが勉強会の場になっているなというふうに思っています。

その中で一番大事だなと思っていたことは、本人とか当事者がどう思っているかということのをどれだけ聞き取れるか。こういう支援の枠があるけれど、これに当てはめていこうということだけでなく、当事者さんがどう思っておられるかというようなあたりもものすごく大事で、障害者差別解消法の合理的配慮というような言葉もどうとらえていくかというあたりも勉強会をしたりとか、そんなことで進んでいます。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。

〔委員〕

質問いいですか。全然話違うんですけどいいですか。県の方というか、事務局というか、お尋ねしたいと思います。

いずれにしても先程の説明の中で、滋賀県再犯防止推進会議を設置するということが書かれてあって、これは事業の実施状況とか課題の把握、検討をすることで言うと、これはイメージとしては、計画の現状を評価して、どういう対策を検討していくのかというような、年に1回か2回やるような会議のイメージなのか、それともおそらく県警とか地検とか弁護士会とか保護観察所とか福祉機関や行政から色々そういう再犯防止を支援するような人たちのケースがこの会議に持ち込まれて、様々な役割を割り振っていく、ネットワークの要を担うような機能をここは持つのか、その辺のイメージは何かありますか。

例えば薬物依存の方がいるという時に県の精神保健福祉センターにこの推進会議がつながるといような役割をここは担うのか、それとも今年1年こうでしたね、だから来年こんな計画を建てましょうねという役割なのか、ここがとつても何か、先程の県の説明を聞いていると、どういう役割を持つのか肝な感じなんです。

それぞれの団体がそれぞれ色々な取組をされ、色々悩まれているわけですが、そこをどこかで束ねるといのか、集めるといのか、そういう機能があつて、集めるだけでなく、解決策もそこでとりあえずトライしてみるということとしての役割をどこが担うのかということはずっと考えてきた時に、そういうふうに期待していいものかどうかということの一つ伺いたいのと、いずれにしても例えば満期でもあり、色々な形で出所されてきた人の住まいをどうするのかという問題はあるかと思うんです。

住まいさえあればいいという話ではなくて、やっぱりそこに多分、支援が入るとか、誰かがつながつてその住まいがあるというふうに考えると、県の居住支援協議会の中に例えば社会福祉法人格を持った支援のプロが、まあ支援のプロと言ったら偉そうですけれど、支援を日頃やっている人たちがこの居住支援協議会の中にあるのかと。

全国的にはですね、社会福祉法人、NPO法人、株式会社が居住支援法人として、138ほどがその役割に手をあげて取り組んでいるという話を聞いていますが、僕が知っている話では滋賀県内の社会福祉法人は居住支援法人として登録している法人は一つもないというように伺っているんです。

そうすると、居住支援協議会の方が色々御尽力されても、福祉サービスというか、見守りというか、伴走というか、こういうことをですね、誰かが引き受けて居住されているアパートに訪ねていくとか、色々なことが、例えば就労の問題もそうでしょうですし、色々なこともあるんだろうという時にですね、私も社会福祉法人の理事長をやりながら、うちの法人はまだ居住支援法人として登録していないわけですけど、本当に県内に1か所もないとした時にですね、この辺もやっぱりしっかりPRして、参加してもらって、そういう再犯を繰り返さないための支援の伴走者として、社会福祉法人なり社会福祉士会もそうかもしれませんし、何かそういうようなことがないと多分、家賃の滞納問題にはじまって、色々なことが出てくるのかなと思うものですから、一つは県に質問で、一つは県内にはそういう社会福祉法人が居住支援法人として参加しているのかどうかというようなことも二つ目の質問として伺いたいと思って手をあげました。

〔専門分科会長〕

一つ目の方は県の方でいかがですか。

〔健康福祉政策課〕

まだイメージの段階での答えとなりますが、一つ目の御質問のところで、県の再犯防止推進会議というは県域で国、県の関係課、教育委員会、警察本部、あるいは更生保護法人の方であったり、社会福祉法人の方が一堂に会する、年2～3回ぐらいになると思うんですけど、県の全体の状況、課題の把握を行う場ということで想定をしています。

ただし、それだけでは県内の状況であるとか現場の抱える問題とか、なかなかわからないということで、二階建てのイメージをしまして、県域に笠をかぶせる再犯防止推進会議ともう一つは、福祉圏域単位まで細かくはないですが、県内を4つぐらいに割って、それぞれの市町域を越えて行政であったり、支援者の方が一堂に会する場ということで、現場での課題であったりとか、取組事例の共有であったりとか、そういうところを共有する場づくりということですね、そんなところで色々な本当の課題、優良事例、人と情報との共有ができて、またそれを県域で情報共有していく。それが結果として、県の施策としてあるいは国の方への提言として持っていくというようなイメージで思っております。

それから県内の社会福祉法人の中で居住支援法人の県の指定を受けている法人はないです。NPO法人でもないです。

〔専門分科会長〕

再犯防止推進計画検討専門分科会は3回で基本的なところをたたくということなんですけれども、実際に動いていくためには、今言われた推進会議の方が実動的なところをうまくやるのかどうかということを非常に重要だと思っているんですけれども、委員からもあった高島のような地域の中で色々な機関が集まってというような、それをそのままということではないのでしょうかけれども、やっぱりそれぞれの地域でそういうのがあって、最終的に県全体でそれを集約しながら進んでいくという、そういう構図が本当に必要なと思うんですけれど、今もう1点出ました住まいのところで、せっかく委員来ていただいておられますので。

〔委員〕

居住支援法人の件なのですが、もともと居住支援協議会が立ち上がったのは滋賀県内では滋賀県だけ。他県では市町がされているところがあるんですけど、もともとは国土交通省の方からの一声で、滋賀県ですと土木交通部住宅課が担ってまして、そこには不動産業界、宅建協会であったり、全日本不動産協会であったり、私どもが属しております日本賃貸住宅管理協会という管理専門の団体が入った形で、まずそういった住宅困窮者の方に断らない住宅を作っていこうという流れで行った中で、何度も居住支援協議会の部会はあった中で、途中から今回、住宅セーフティネットが新しい形でできたと思うんですけれども、厚生労働省と国土交通省が横ぐしで行っていきましょうというところで立ち上げられて、今までの動きと滋賀県はそこに乗ってはいけなかった部分はあった。

第1回目に参加させていただいてなかったのですが、今回、資料に目を通させていただいて、お話をお伺いさせていただいて、居住支援協議会の会員でもあるんですけれども、一つの不動産の管理会社という立場で、あとは部屋を探す仲介会社として非常に感じるところが、再犯をされないために地域で行っていきましょうという形ではあるんですけれども、まず1点、居住支援協議会の住宅困窮者の入居を拒まない住宅というのはもともと大きな部分

では高齢者の方、外国人の方、障害者の方などいわゆる支援の必要なと言われる方というイメージで私ども業界の間でも何とか協力できないものかと。

その奥には滋賀県自体はまだ空き家というものに関しては特に湖南エリアはそんなに困っていないエリアなんですけれども、民間の法人、家主さん、事業者というところで、何故協力しましょうかという根底の部分はやっぱ売上なんです。家賃が入ってきた方がいい、管理料が入ってきた方がいい、仲介ができた方がいいというところで、入居者を選んでいった時代が昔はあったんですけれども、空いてきたので、これから高齢者も増えるからそれに関してはもうハードルを下げようとか、外国人の方もこれから日本で働かれる方も多いのでここはグローバル展開でやろうよという、リスクとリターン、リターンが欲しいためにここまでのリスクを取りましょうというふうになってきた部分でハードルは下がってはきたんです。

現実、私もこういう居住支援協議会のメンバーとして出せていただく件がありまして、精神障害の方のお住まいの件で、結構やりとりをさせていただいた時に、やはり現場対応に持って帰ってもちょっと大丈夫ですかみたいなことが非常にありまして、やはり住宅困窮者の中でも民間の方が受けられるイメージというのは、もう様々、そのカテゴリーによって変わってしまうというのが現実でして、精神障害の福祉の方であったり、医療の関係の方の集まりの中で、一つ質問を誰かがされたんですけれども、自分の住んでいるお隣にその方が入ってきたらどうですか、という時にそのプロの人たちも「・・・」となるのが現状だったんですよ。

やっぱりきれい事だけではいけないという、自分の生活、自分の家族の近くにとという部分で精神障害者の方がわからないという部分が非常に皆さんあって、リスクはゼロではないというところで、非常に今回出席させていただいた中で、犯罪をされた方という部分では近い部分があるのかなと。

正直、私どもの現場で部屋探しに来られた方で元犯罪者です、刑務所にいましたと言う方はほぼいらっしゃいません。逆に言われた段階で皆腰が引けてしまうので、難しいですよ、私たちは。知ると余計に腰が引けてしまうというものもゼロじゃないので。

大津にダルクという薬物依存の施設があると思うんですけれども、たまにそういう方が当社の現場にも来られるケースがあるんですけれども、やはり現場の担当は腰が引けてしま

う。

〔専門分科会長〕

その辺はなかなか理解してくれと言ってもハードルが高いですね。

〔委員〕

そうですね、本当に家賃をもらってもそのリスクをオーナーさんがとるかどうか。現実、その部屋なり物件で事故が起こってしまった場合、ましてや周りの方に何か影響があった場合というのは、やはり家賃もらうだけではとれないリスクというのもあるのはあると思うので、非常に住宅というのは皆さん生活再建されていかれる中で大事なものはあるんですけども、なかなかお話をお伺いしながら理想と現実の距離は遠いなど感じている次第でございます。

〔専門分科会長〕

おっしゃるように計画の基本理念とか方針で色々書かれているんですけど、本当に私なんかも福祉の立場から見ていて、福祉と言わなくてもいいんだけど、とにかく誰かの支援が必要な人たちなんだよというところがあるんですけども、なかなかそれはストレートに住民の方には伝わりにくい部分かなと思うんですけど、そこはでもどうしていくかというところは今後起こしていかないと思うんですけども。

〔委員〕

滋賀県の再犯防止推進計画骨子案のところを今見て思ったんですが、支援の対象を明確にしないといけないと思うんですね。

まさにイメージ図にあるように支援の対象です。

私どもは最初から法律で範囲が指定されていて、そこに司法判断があってということで、自ずと支援の対象が決まっています。故にある意味では融通がきかない、柔軟性がないということでなかなかそういう意味ではやることができない部分があるのですが、その部分で支援の対象をどうやって明確にしていくかといった時にこのイメージの図にあると思

うんですよ。

そんなところに支援の対象をどのように絞り込んで、これも私の思いですが、全ての要望に現場は全部対応できない。先程まさに理念通りにいかないというように。最もですね、本人がその気にならないと無理なんですよ。人に強制して、働けなんて言えないわけですよ。そんな時に再犯防止という観点で支援の対象をイメージをつかんでいただくためにあえて申し上げますけれども、一般的に警察に逮捕された時点で懲ります。

でもその中にはさらに救いの手を必要とする人もいます。まずは警察沙汰になっただけで、逮捕されれば職を失うことになります。それでもやっぱりやり直したい、家族がいるから、家族を養わないといけないから働きたい、そういう人もいますよね。

私どもに来る人というのは、保護観察が付くというのは、これはよっぽどの人なんです。何度も警察に逮捕された人とか、ちょっと大きい事件を起こした人とか、それから生きづらさが根底にあってわかっているが辞められないというアディクション、依存性の人、薬物事犯者がそうですね。そういった人の中でも裁判官が救いの手を差し伸べれば立ち直るだろうという人が保護観察になります。あるいは実刑になっても地方更生保護委員会でしっかりひとり一人見ていて、この人は一足先に所出させて保護司のところに通わせていけば立ち直るだろうと。

私どもに来るところの基本は、救いの手を差し伸べれば何とか救える人かなと、そういう人なんですよ。

さあ、それだけだったら再犯防止推進計画は必要ないですよ。地域との連携は必要ないですよ。そこから先、保護観察にならないような人がいるんですよ。本当になかなか難しい、そういった人がいまして、そういった人は一定の割合いるんですが、そこが最近、高齢化とともに累犯者が増えてきて、そこが大きな問題になっているわけです。

そんな人はどうするかといった時に、そんな人の中でも地域社会でちゃんと生きたい、今度こそ法に触れない普通の生活をしたいという人もいますよ。その気持ちが揺らいでいる中で、若い頃はやんちゃしたけれども、そろそろいい年だしみたいなどころでね、観念するような人がいるんですよ。そんな人にどうやって支援の救いを差し伸べるかというところかなと思うんですよ。

累犯者というのは、はっきり言うと再犯予測が可能なんですよ。ある程度、今までの経

歴を見ていけば。私が経験した最高の受刑回数は41回という人、その人は無銭飲食の繰り返しなんですよね。地域社会にいた間は5日間という人なんです。

やっぱり、少年のうちは「可塑性」がありますから、可塑性と同時にリスクもあるというので、高島市あたりは色々なところで連携をとって、おそらく温かく見守っていると思うんですけども、可塑性のない累犯者はどうしていくかという時に、本人が何とか地域社会で生きていきたいという人に対してはですね、やっぱりきちんと救いの手を差し伸べると。

そんな時に大事なのは、きちんと、要は支援者に丸投げしないということなんです。リスクを冒して家を貸してくれた人とか、それから地域の住民の方とか、そんな時はきちんと連携をとっていくと、その時は本人の同意が前提なんです。それは全て同意をして。

〔専門分科会長〕

おっしゃることは非常によくわかるんですが、実際にやっていると本人がその気にならないと本当にどうにもならない。

〔委員〕

その気になるのが前提ですよ。

〔専門分科会長〕

ただ県としてはどうなのですかね、これ。一人も取り残さないというのは大前提。

〔委員〕

いや、「一人も」というのは、そういう気持ちのある人にとって救いの手を差し伸べるというところであって、それはある意味では本人がその気がないのというところになると、そこは人権問題になってきますから、これやれ、働けというのはね。

そこを明確にしないと先程言われたようにそんなにきれい事では済まない。そんな時に本当に働きたいという人には救いの手を差し伸べるという、そこで大事なのは守秘義務の問題もあって人によって秘密は違うわけだし、個人情報保護の問題も本人の同意が得られ

れば可能なんですよ？

本人を中心にしてネットワークを広げていくという、そういうことをしないとダメだし、まさに委員の御発言のようにそれをやる舞台、どこが責任を持って舞台を作っているのかという多機関連携の中心というものをしっかりしないと結局たらい回しになって、支援者に丸投げとなって、支援者がつぶれるというパターンになりますから、まさに中心となる舞台裏をしっかりと作っていくという、そして全ての人は救えなくても今度こそは真人間になろうという人には温かい救いの手を差し伸べる、一人でも多くの人が立ち直りをしていくようなそういった舞台、当然、薬物依存者であれば警察と連携して、孤立をさせないというのが大事ですから、警察が何かあった時に駆けつけるとか、それから後、精神病院と連携して訪問看護をするとか、孤立させない、危ないなといった時に声をかけていったり、色々時々訪問したり、大丈夫かと、そうすればむしろ他のところよりもその地域が安全になるんですよ。

よく更生保護施設で私言うんですけど、更生保護施設は色々な人が出入りするんです。更生保護女性会の方がいたり、警察官もたまに来るのであれば、更生保護施設があることによって、その地域が他のところよりも人の目が行き届くということで、むしろ安心、安全に暮らせる地域になりうるわけですね。

ですからそういった人がいた時に、支援する時に、やっぱり孤立させない、あるいはそこをきちんと情報連携して、温かい見守りをしていくというものがないと、それはもう限界かなと思うんです。

〔専門分科会長〕

おっしゃるように一人も取り残さないようにするためには、孤立しては結局関われないから、手助けも支援もできないということではあるんですね。ただ本人が納得しないからじゃあいいかということではなくて、やっぱり孤立させないものを作っていく。

〔委員〕

私はそんなことは言っていません。私が言っているのは、救えない人もいるというのは結果であって、誰一人取り残さないために十分手を尽くすべきですよ。手を尽くすべきで

最初から排除しろという意味ではないですよ。排除しろとは一言も言っていないで、そこに手を尽くすためには保護観察中であれば我々が手を尽くしますけれども、そうじゃないところは同じように手を尽くした上で、きちんと動機づけをして、動機づけも個人差ありますし、それは当然波がありますから、ただそれをやるにはやっぱり委員が言われるように単なる定期的な会議ではなくて、その支援体制という基盤をしっかり作っていかないとこれは非常に難しいだろうなと思います。

〔専門分科会長〕

それは同じだと思いますので、ただその手の尽くし方がまだ全然至っていないんだろうなというのはあって、そこは論議していかないといけないなと思うんですけども、そういう文面としては誰一人取り残さないということだけれど、その今言われたような裏づけ、手を尽くすといったようなこととか、結果的にも孤立させないというようなこととかもちゃんと謳わないといけないということによろしいですかね。

あとちょっと戻りたいんですけど、計画にかかる指標の再犯者数の減少目標のことを委員もおっしゃった中で、このまま数だけ出すというのも私個人もどうかなという思いがあります。

〔委員〕

何でも目標がなければいけないので、目標は必要なのですけれど。

〔専門分科会長〕

数値目標が今求められますので、外せないんですけども。

〔委員〕

そうなんです。だからあまりここにこだわると、これのための活動になっちゃって。

〔専門分科会長〕

こだわらなければいいんだと

〔委員〕

そうそう。

〔専門分科会長〕

書き直すほどでもない。

〔委員〕

(書き直すほど) でもないですね。

〔専門分科会長〕

委員の方もそんな感じでよろしいですかね。

〔委員〕

むしろその結果ばかり言っているよりも、それに向かってどういう仕組みがあるかというところのところが大事なんじゃないかなど。

〔専門分科会長〕

あと、すいません、もう一つ個人的なことで申し訳ないです。基本方針の中に「犯罪被害者等の存在を十分に認識し」とあるんですが、こちらの資料3の方にですね、読ましていただいた中で確かに青少年の性被害、子どもの性被害の問題は触れるところはあるんだけど、委員、いかがでしょうか。もうちょっと盛り込んでほしいとか。

〔委員〕

先程の数値の目標のことも絡んでなんですけどね、この再犯防止の再犯者というのは、1回でも再犯した人が再犯者になるのか、検挙されて出てこられた人、まだ1回も再犯していない人、初犯で入所して出てこられた人もその人も再犯しないようにというその数値なのか、ここがどういうことなのかなど。今までに再犯を繰り返した人、1回以上した

人がこの現状の数値に入っているんですかね。

〔健康福祉政策課〕

再犯者ということで、言葉の定義でいうと5年以内のところがあるんですが、検挙された方が平成28年は1,093人いるということです。

〔委員〕

はじめての人が出所してきた人はその人はこれにはあたらない？その人が再犯をしないように努力していきましょうということではない？

〔委員〕

それは刑務所を出所して警察に逮捕されたら再犯です。ですから資料2にあるように警察に逮捕された時点でこのイメージ図では再犯という認識をしていますから、だからそれが5回目、6回目あるいは10回目の人もいるわけで、まさに大事なところで対象者をどのように絞り込んでいくかという時に非常に今大事な御指摘だと思うんですね。

先程、私も申し上げましたけれど、対象者というのは色々な個人差があるわけで、はっきり言うとこれを時系列で考えると当然虐待をされているような被害者だったかつては。要は児童期に至るまでね。そこの部分を経て今度学校不適應とか引きこもりになってくる。そうするとまさに青少年の問題ですし、さらに学校を出ても仕事に就けないといった時にまさに協力雇用主の出番である就労の問題。そこで刑務所に入ったり、出たりすると当然出所してからの手当、住居の問題も出てくるわけで、その辺はずっと連続しているんですね。そんな時に私があえてここで提案させていただきたいのは、私がいつも思うには、保護観察になった状態、本当にもっと早くなんとか救えなかったものか。

〔委員〕

保護観察のこともちょっと教えてほしかったんですけど、懲役3年、執行猶予5年、保護観察付きというそういう判決ってよくあるんですね。それで執行猶予5年でその間保護観察が付いているから、被害者の方に5年間は保護観察にその人は通うんやし、安心して

いてもいいのよと話すことがあります。刑務所に行かなかった、何故執行猶予なのか、でも保護観察付いているからって言うんですけど、これ実際の問題ね、半年ぐらい通って来られて、まあ1年ぐらい通って来られて、そこから全然来られなくなる人ってすごく多いと思うんですけど。

〔委員〕

そこは誤解です。そういうのはあり得ないです。かつては面接というのが義務付けられていなかったんです。

〔委員〕

でも実質、保護司さんのところに行かれなくなる人というのは？

〔委員〕

それはないです。私、きちんと決裁していますけど、基本的に面接をしています。

〔委員〕

行かなくなる人はいないということ？

〔委員〕

執行猶予取り消しの原因になりますから。それはあり得ない。

〔委員〕

この前も聞いたんですけど。

〔委員〕

それはだいぶ前の話です。

〔委員〕

そうですか。面接しなくても執行猶予の取り消しはされないというふうに聞いたのですが。

〔委員〕

3年前かな、以前はそうだった。だから行かなくなったから、それでどうしようもなかったから、法律ができて、今はもう保護観察取り消しですから、もう一回刑務所に戻らないといけない。

〔委員〕

いや出所での保護観察ではなくて、執行猶予の保護観察は？

〔委員〕

全く同じです。一緒です。

〔委員〕

一緒ですか、わかりました、ありがとうございます。

それでDVの加害者というので再犯というのか、それは治らないと言ったら変な言い方なんですけれど、DVも犯罪なので、その加害者は結構それを再犯というのかどうなんだかわからないのですけれども、そこは本当にすごく多くて、今はとにかく女性の方だけ逃げなさいというような状況で終わってしまっている。それは夫婦の問題とかで。あと若年層のDVですね、デートDVでまだ結婚していないけども、それを繰り返している、それで女性の方が結構10代で妊娠してしまっている。

結局は好き同士でしょと、恋愛トラブルでしょというので、犯罪にはなかなかならないんですけれど、若年妊婦の問題がすごい出てきてしまっていて、15歳、16歳とかで子どもを産んでしまって、また育てる中で虐待が起こるとか色々な連鎖がある。

そしてもう一つがその生まれたその子をすぐ殺す、要するに0日0時間での虐待と言われている数があるものすごく多いというのも、実際問題あるんですね。生まれるまで妊婦検診に行けなかった、でも生まれてしまった、その子をすぐそこで殺してしまう、それで一件

落ち着きたいなので、そういうことを何回も繰り返している人というのも結構いるわけで、たまに乳児の遺体がいっぱい出ましたみたいなのがあるんですけど、実際それも本当に多くって、それは妊娠する人がいるんだから相手がいるわけで、そこを加害者というのか再犯というのか、もうそんなとこまで入れたら訳がわからないと多分なるだろうなと思うんですけど、現実はその0日0時間の数字の多さというのは産婦人科医会で聞くと本当にどうするんやこれと言うぐらい、虐待数の中で一番多いのがそれということになっているんですね。

というように言い出すとすごい幅広いんですけど、1個でも書いてもらっただけましかなくて。

〔専門分科会長〕

今言われた例えばDVの加害者についてですが、精神科ドクターが加害者自助グループをやっている試みもあって、ビデオで見せてもらったことがあるんですけど、何故自分が妻に対して暴力を振るってきたのか、どうだったのか、小集団でグループワークをすることで自覚をしていくという取組をされているんだけど、この推進計画は結構、いじめ、虐待の問題とか幅広く、貧困の問題とかすごく入っているんだけど、今言われたような犯罪と言っても形、種類色々あると思いますけど、そういった幅広さをもうちょっと入れ込む余地はありますか。

〔委員〕

性犯罪と言ったら遠い話になってくるんですけど、入れてもらった方が。

〔専門分科会長〕

もっと幅広く性にまつわる事件がありますよということも認識していくということですかね。

〔委員〕

まさに私が先程申し上げようと思ったことに通じるんですが、私どものところに来ると

いう人は、相当深刻なんですよね。DVだともうね、警察沙汰になって警告も無視して、それで逮捕ですから。そうすると私どもに来る時はどういう状態かという、被害者に一切接触しないこと。それで接触があったら遵守違反で警察と連携して、取り消しをしたこともありますけど、そういった動きになっていくわけですよね。

ただもっと早い段階でというわけですよね。そこは警察の取締り段階、要は裁判になるまでの間にどうしていくかとか、あるいはですね、まさに子どもなんかでもですね、要は補導を繰り返す子がいっぱいいるんですよ。その中で事件を起こして逮捕されていくと。その間、その間にどんどん非行は進んでいて、先程私が言いかけた女の子はですね、覚せい剤で男に騙されて、薬漬けにされて、保護観察になったんですが、2回墮胎しているんですよね。だからもっと早いうちに何とか支援ができなかつたらどうかということですね、担当の保護司と話し合っていたんですけど、まさにその警察の取締り段階とか地域の中でそういう問題があるような児童、そういったところを早めにどこかがキャッチして、つないでいくということも当然再犯防止の中に入ってくるかなと。

そうした時に対象者をどういうふうに絞り込むかという時に、やっぱり警察の取締り段階、そうすると警察との連携は大切になってくると思うんですよね。

ですからその辺の段階から早め早めに救いの手を差し伸べるべき、救える人はもっと増えるわけで、そこをですね地域の中でそのままにしておいて、見て見ぬふりしてどんどん悪くなって、周りは心配しているんですけど、実際動けないわけですよね。

動けない時になんかこういうネットワークがあると、ちょっとつないで、早ければ早期発見、早期終了じゃないですけども、早いうちに悪い芽を摘むみたいな、そういうネットワークが広げられた後もですね、警察に逮捕されて刑務所に入った人であっても、これは見捨てないと、そういう人であっても精一杯働きかけて何とかしていく。

それがひいては被害者を生み出さない社会になるわけですから、それはやっぱり被害者支援につながっていくわけだし、再犯もさせないというね。

ですからそういう部分について、ネットワーク作りをする時には、まさに警察沙汰になった早い段階から動いていくような、そういった仕組みを是非とも作っていただいて、保護観察になった人は私ども責任を持って関わりますけれども、先程はですね、かつてはそうだったんですけど、今は面接をしていないというだけで遵守事項違反で問いますので、

そこは御心配なく。

〔専門分科会長〕

すいません、時間があつという間にきてしまいまして、次回である程度出していかないといけないんですけど、骨子案はともかく、資料3は今日見られたばかりだと思いますので、なかなか、これからじっくり読んでからということになるかと思うんですけど、この時点で、せっかくおいでですので、一人1分半ぐらいで、骨子案に関してですね、絞っていただいて、ここをもうちょっととか、こういうところがわかりにくいとか、この辺の視点が抜けているとかいうところがもしありましたら、簡単に申し訳ないんですけどお話いただければと思うんですけど。

〔委員〕

骨子案についてですか。

〔専門分科会長〕

こういう視点とか、あるいは住宅のことを資料3の方には結構大きな問題だということもあって、6ページのところに住居の確保のための取組とか色々だされてはいるんですけども、こういうような状態でOKなのか、もうちょっとというのがありましたら結構です。

〔委員〕

住宅というのは生活再建されていかれる中での一つの社会の中での受け皿の一つではあると思うんですけど、どうですかね。

〔専門分科会長〕

先程、おっしゃられました、やっぱり高齢者が、次に精神障害の方への抵抗がより強くなる部分、まして今度は犯罪というレッテルを貼られてくると、より厳しい状態にはなるというような中で、そこへの何か、こうあればみたいなことをもうちょっと書き込んでほ

しいとか、あるいはここはもっと厳しい表現がいいとか、それはよろしいですかね。

〔委員〕

そうですね。掘ると逆に大変かなと。

〔専門分科会長〕

これぐらいの表現の方が無難ですか。

〔委員〕

そうですね。本当にされた犯罪の部分というの、窃盗というものと傷害というものと性犯罪というものと、それが近くの人になった場合、身内に近い人になった場合と、あとは不特定の方にした場合、内容によって全然変わってはきますので。

〔専門分科会長〕

実際に私なんかも昔、地域生活定着支援センターで仕事をしていた時に、犯罪歴をどこまで公表するのかということもあって、当然、近所の方に言わないということが非常に多いけど、ただ大家さんだけにはとか、あるいは民生委員さんだけには、この人だけにはちょっとわかっていてもらって、何かあった時に、危ない時にサポートしていただけるようなというのもあったんですけど、その辺はやっぱあった方がよろしいですか。

〔委員〕

あった方がより理解をした中での受け入れにはなると思うんですけど、出すことによって拒否という部分というのは・・・

〔専門分科会長〕

その人を知ってもらってからチャンスを見て言った方がいいということもありますよね。

〔委員〕

そうですね。

〔専門分科会長〕

委員の方は何か。

〔委員〕

骨子案がどうのこうのじゃなしに、根っこは言われたあたりの、もうちょっと早い段階でというようなことに関わって、困難を有するという子ども・若者という言い方でスタートしたんですが、この頃は困難な状況におかれたとか、社会的に不利な状況におかれたという、その背景を見てやっていきましょうという、そのあたりを強調していくべきではないかなと考えます。困った子だけじゃなしに、そこを見てどういう制度、色々なことが関わられる、だから関わるようなこういう仕組みがあればいいよなというように進んでいくとよい。

そういうことで見たら、心を痛めて、何かやろうと思っている人がいっぱいおられると思うのですが、それを何とか集められないものでしょうか。

県健康福祉政策課が滋賀県青少年補導センター連絡協議会の総会で講演に来られた時に前段で生活困窮者自立支援法のことを言っていて、この再犯防止のことを講演いただいたんですけど、困窮者支援の部分ともっともっとう連携していくとそれぞれの市町で困窮者支援が進んでいるはずですので、そこを拾い集めてくるとどういう協議会というのか見えてくるんじゃないかなと思いました。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。委員、再度ですけど。

〔委員〕

資料3の2ページの子ども対象・暴力的性犯罪というところですよ。「必要な措置を講じます」って何かわからないことが書いてあるので、もうちょっと具体化された言葉があればなと思うんですけど。

性犯罪を何度も繰り返す人は常に居場所を明らかにするぐらいの何かないのかなと思うような、「必要な措置を講じます」はわかっていますという感じがものすごくするんですけど、もうちょっと具体的なことを求めてほしい。

〔専門分科会長〕

何かもうちょっと踏み込めないかということですね。

〔委員〕

住宅課が書いておられるのは、結構具体的に書いておられるので、それに比べたらざっくりしているなと思ったんです。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

〔委員〕

そうですね、資料3の6ページの「刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援」なんですけど、「犯罪をした者等の職場定着にむけて継続的な支援を行います。」、まあ継続的な支援のね、話がちょっとつながるんですけど、どういう支援ができるのかなというのは、実質的には保護観察所の方から紹介していただき雇用してからその後、あまりないと言えないんですよ。

あと保護司さんが面談とかされると思うんですけど、実際、縦割りの社会なところがあって、ちょっと保護司さんとの連絡、まあ僕も保護司もやっているんですけど、やっぱりその交流があまりないんですよ。協力雇用主と保護司さんの。これは個人情報の問題もあって、実際、別なんですよ、保護司さんとの情報と協力雇用主は。

それも保護司がついている云々というのも言う、言わないとかいうこともあって、個人情報があって、せっかくの連携をどこまでとっていけるものなのか。

結構、やっぱり犯罪をした人というのは、隠したいわけで、そのあたりをどこまで共有して、どこまでネットワークとして利用させてもらえるのか。

そこはもっとネットワークを充実させていきたいかなと。どういう組織があって、どういう支援があってというのがまだまだ僕等自身もわかっていないし、当然、その対象者の人もわかっていないと思うので、もっともっと活用できるのかなと思うんですよね。

「継続的な支援」のところももうちょっと具体化されたらいいかなとは思っています。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。委員お願いいたします。

〔委員〕

ちょっとこれは本当に難しいんですけど、ちょっと言葉がダブったりしているのをもうちょっとスッキリしていただくと読みやすい、分かりやすいかなというのはありますね。

それと全体的にはやはりこういうような問題で一番の問題は、皆、他人事なんですよね。自分とは違うと思うんですよね。つまり自分がいつ犯罪者になるかわからないという心でものを見ていくか、あの人はたまたま捕まったけど私はたまたま捕まっていないだけだと。

それをね、やっぱりもうちょっと我々強調すべきじゃないかと。そうじゃないと皆変わらないと思いますよ。助ける気持ちも一部の人だけであって、皆が助け合いをしようという心が生まれないと。

〔専門分科会長〕

いかに自分事というふうにとらえてもらえるようにするかということですよ。

〔委員〕

刑務所出所者のうちですね、およそ4割が満期釈放者なんです。そういった人の中には結構な人が構わないほしいと望まれています。自由に生きたいということで。

だからね、そういった人がそばにいるということが知らないだけなんです。その一方で、この再犯防止の支援の手を借りた人についてはですね、十分に本人に働きかけて、しっかりとした動機付けを持たせて、しっかりとした見立てと手当をしていくべきだと思うんです。

先程、委員が言われたように性犯罪について、本人ときちんと話し合っ、「俺を信用してくれ、必要な情報はオープンにするので住むところを支援してほしい」と。

それぐらいしてやらないと、それはなかなかできないですね。そこは本人の動機付けと支援体制。そうすれば大家さんも安心して貸せることができるかもしれない、ひょっとしたらね。

それぐらいにして、実際会ってみて、声をかけて、そして色々な人が見ているんだと、あなたの立ち直りを色々な人が応援しているんだという、それを孤独にさせないということです、ですからこのネットワークの支援に関わった人はやっぱりそれなりの十分なやっぱり手当をしていくという体制を作っていくべく、さあ何ができるのかというのが今後の課題かなというふうに思います。

〔専門分科会長〕

今、おっしゃられた本人を中心にして、本人の思いはあっても実行できない人たちではあるけれども、なかなかもう罪は犯さないという気持ちはあってもそれが実行できない人たちではあるけれども、その思いをしっかりと支えるということを中心に組み立てていくということによろしいですかね。それは非常に同感ですね。

〔委員〕

全県の再犯防止推進会議というのはすごく必要な部分なんだろうけど、先程からのネットワークの部分でいくとやっぱり地域かと思うんです。全県のサポート体制とか、圏域毎の地域毎の体制を具体的にどういう体制をとっていくのか、さっき会長がおっしゃったようにご本人を中心にした体制をとっていくのかということで、委員がおっしゃっていた高島のあすくるとか生活困窮の問題とか障害福祉の問題とか、多分野が集まって高島がされている会議というのはすごいヒントになる会議かなといつも拝見しています。

高島のような地域の会議と全県の会議というのは両輪でどう進めていくかということかなと思ったりしていることと、就労の分野で言いますと、資料3の5ページにもありますが、生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供とあるんですが、なかなか就労支援事業所とか生活困窮の中間就労の場もなかなか進んでいない中でね、どう就

職まで距離のある人たちとか、いきなりすぐ働きだすことが難しい人たちの、まさしく中間就労なんでしょうけれども、生活困窮者自立支援制度の中でなかなか進まないものをどう中間就労の場を作っていくのかというあたりは少し鍵になってくるのかなと思っています。

〔委員〕

やっぱり啓発は大事で、啓発目的の学習会をやりますよというのが色々出ていて、まあこれはこれでとても大切な話でしょう。しかし、一方で委員の多くの方がおっしゃったように具体的な仕組みを考えるということがやっぱりないと絵に描いた餅で検討会だけやりましたねで終わってしまうということになるので、計画自身にどこまで具体的に書き込むことができるのか、さっきも個人情報の話も出ていましたけど、どこまでそういうことを書き込むことができるんでしょうということがやっぱり課題かなと。

委員の聞いていても、やはり私も高島のようなことをモデルにしながら、全県域でどうということが考えられるのか、地域生活定着支援センターがその中でどういう役割を担うのか、社会福祉士会もそうだと思いますが、そういうようなことを具体的にやっていくと。

僕は個人的には先程の県からの提案が、その推進会議に期待したいところはあるんですけど、やっぱり例えば薬物依存の方が、家族の方が直接、県の保健センターに行ってもなかなか敷居が高い感じがあると思うんですね。

そういう時にこういう推進会議みたいところにそういう事例があがってきて会議として、県の精神保健福祉センターのイニシアチブでこの治療については、地元の保健所と連携とりながらやってほしいみたいなことを、まあ支援計画を作ってもらいたいところまで踏み込まないと多分、行ったけどなんか断られたんですみたいなことが、別に県の精神保健福祉センターだけじゃなくてですよ、色々なところであるかもしれないということをおもうので、やっぱりそういうことも踏み込んだものが、推進会議にケースが出てくるとデータ化もできるし、どういうケースが何件くらい県内であって、どんなふうに対応して、うまくいった場合はどんなサポートがあったみたいなことができてくると。

僕は推進会議をとにかく実行性のあるものとして、仕立ててみて、そしてまあ3年やってみてもう1回見直してみるとか、そういう都度書き換えというかバージョンアップして

いく、滋賀県にマッチングした、滋賀県の特性に応じた内容に変えていくというか、見直していくということを含めて、この推進会議を有効にできたらいいなと思った次第です。

性犯罪のことって、刑務所の中では結構プログラムがはじまっていると聞いていますが、この人たちが出てくると実際はその後本人の意思がないと継続した治療というか、そういうことが受けられないというのが新たな課題であるだろうということから、会長が色々おっしゃったけど、本当に本人の何とかそこから脱出したいということの中における措置もどこまで書き込めるのかというようなことがあるかなと思います。

そうしないと必要な措置を講ずるとおっしゃったけど、そういうことばかり出ていると結局何もはじまらないんだということになるような気がします。

最後に余談なんですけど、カナダのオンタリオ州の刑務所4か所を対象にした調査があって、女性受刑者の40%が高次脳機能障害であったというデータが矯正施設におけるヘルスケアという雑誌の中で紹介されていたんですね。

あとハーバード大学の司法精神医学の調査では留置されている60%近い受刑者が過去に頭に損傷をおった既往があるという報告がある。

ただし、脳損傷と犯罪についての相関関係はあっても、因果関係があるかどうかについては確定していないという、調査結果も2018年に出ているということから、高次脳機能障害と犯罪という関係性もあるのだということが、これは外国の事例ですけど僕等も地域生活定着支援センターやっている中で、同じようなことを感じることもあるので、是非、そういう観点での計画であってほしいなというように思いました。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございました。皆さん本当に御熱心に御協議いただきありがとうございます。次回は本当にある程度まとまっていけないといけないということで、全般をもう1回見直して、県の方へお返ししていけたらと思っております。今日はありがとうございました。それでは事務局の方へお返しさせていただきます。

〔司会〕

長時間ありがとうございました。少し議事の整理なのですが、今日いただいたお話を基

に素案を作るということなのですが、考え方の整理で基本理念に仮と書いてあるのですが、「県民の理解と協力のもと、円滑な社会復帰による「誰一人取り残さない」共生社会の推進」、何を書いているかと申しますと、再犯にならないような仕組みづくり、要は孤立を防ぐということで、滋賀県のキャッチフレーズの的に言っている誰一人取り残さない共生社会の推進、こういう趣旨で書いておりました、この方向感でよかったですでしょうかというところを御確認させていただきたいのですが、こういった方向感でよろしいでしょうか。

対象者をどうするかというのは基本的には再犯防止推進法の中では再犯した人、この人が法律の中では対象者になっていますので、それを国、県、市町、民間、こういったところでどういうふうに重点的に取り組んでいくかというところで、県としてどこを重点的にやっていくか。

その重点度合いはこの計画の中でしっかり皆さんにお伝えできればと思っておりますので、今後この計画ではしっかり書けなかった部分はこの計画をもとにしっかり今後調整に入らせていただく、その土台作りというところで、書けるところは書ける、書けないところは書けない、3回目の専門分科会でも是非御意見いただければありがたいと思っています。

このサブタイトルもこういった方向感でよかったですでしょうかというところだけ御確認いただければありがたいです。

〔専門分科会長〕

今の御提案いかがでしょうか。

〔委員〕

ぼやけるかもしれませんが、「社会復帰」というより「社会参加」。誰一人取り残さないというのは共生社会という観点において誰一人取り残さないというふうに考えておかないと、先程言われた対象としている人を誰一人取り残さないということでは、ちょっとしんどすぎないかなと思います。

〔専門分科会長〕

いいですね。ほかよろしいですか、事務局から御提案ありましたけど。資料2は骨子案で表にしたものですけど、実際には前書きから文書からこれが充実していくんですよ。その中で先程の議論があったように、なかなか再犯防止の分野というのが関わっていないというのは一つの大きな問題としてあるところなので。

〔委員〕

誰一人というのは前提がSOSを発している人という前提ですよ。

〔専門分科会長〕

その発せられるような仕組みもということも含めたところをどこかで注釈入れておいていただいた方が多分、再犯防止、犯罪歴のある方に関わっているとすごい大きなところで、ちょっと触れた方がいいかなという気はしますけれど。

でもまあ骨子案はこれの方がガチャガチャ書くとわかりにくくなるからいいかなと思うんですけど。よろしいですか。

すいません、事務局の方へまたお返しします。

〔司会〕

それでは本日は、委員の皆様から貴重な御意見を賜り誠にありがとうございました。

今後とも次回がございましたので、どうぞお願いいたします。

次回、3回目の専門分科会は改めて書面で御案内いたしますが、予定ですが10月30日火曜日の15時から滋賀県庁本館にて開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の再犯防止推進計画検討専門分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。